

江蘇好男よ、応徴せよ！

— 清末江蘇「徴兵」を事例に —

星 加 美 沙 子

はじめに

清朝末期、日清戦争に敗戦し国家存亡の危機に陥った清朝は、時局挽回を試みて抜本的な軍事改革に着手した。改革内容は、弱体化した緑営や勇軍など旧軍の淘汰や西洋の軍隊を模範とした「新軍」の創設、またこの新軍に相応しい軍事制度の整備や軍事機関の設立をはじめとし、非常に多岐にわたる。^①

そのうちの一つである兵士の徴募制度の整備は、「好男不当兵（まともな男子は兵士にはならない）」と揶揄されるかつての「大多数が遊手好閑（遊んでばかりで働かない）な輩で、文字が読めず、道理をわきまえない」^②兵士を整頓し、（一）徴募地域に土着した身元の確かな者、（二）一定の識字能力を有する者、の新たな獲得による兵士の質の改善を目的とした。この二点について、前者には游民の軍隊への混入を防止するための議論と、その議論を反映した徴募制度の制定を論じた研究^③が、後者には新軍が識字能力に示される一定の文化水準を兵士に求めた要因及び知識青年が兵士となる背景、また新軍の「知識化」と辛亥革命との関連を論じた研究^④がなされている一方、その整備された徴募制度の運用状況に目を向

1 江蘇好男よ、応徴せよ！

けられることはなかった。しかしながら、運用状況に注目することはその徵募過程で形成された兵士の特徴や社会との接点の把握を可能とし、さらにはこれらの入隊後の兵士の兵営生活、また当時の社会変動的一幕である軍人の社会進出への影響を考察することによって、清末社会における新軍、または新軍兵士像を示すことができよう。

そこで本稿は、光緒三一（一九〇五）年に江蘇省で「身元が確かで一定の識字能力を有する江蘇人」の兵士としての獲得を目的に実施された江蘇「徵兵」を研究対象に、その一連の実施過程を明らかにすることを課題とする。この江蘇「徵兵」に注目する理由は二点挙げられる。まず一点目は、江蘇「徵兵」はその詳細な徵募体系から、南方他省の徵募制度の模範となっており、江蘇「徵兵」の実施過程を理解することで清末における南方他省の徵募制度の一定の枠組みを把握することができると、そして二点目は、当時の『申報』や『時報』、また地方志などによる江蘇「徵兵」史料が比較的多く残されているためである。

江蘇「徵兵」に関する専論には、政治史・革命史的問題関心のもと、実施にあたり主導的役割を担った徐紹楨⁶を中心に、徵兵の革命化をその文化水準に結び付けた研究⁷があり、また、江蘇「徵兵」における知識青年の応徵を奨励した官紳の存在に言及している研究⁸も存在するが、清末民初の江蘇省での軍事改革の一過程として取り扱っているにすぎず、詳細な探究はなされていない。このため本稿は江蘇「徵兵」の具体的分析とともに、江蘇「徵兵」実施に対する地域社会の反応という、軍事史と社会史との接触面を明示することも課題とする。

なお、分析の前提として、本稿で用いる「徵兵」という語について若干の説明を行っておきたい。一般に、「徵兵」とは国家が国民を強制的に徵発して兵役に就かせることを言うが、この江蘇「徵兵」とはあくまで「応徵者」の意志に基づく「志願兵制」または「募兵制」であった。また、本稿で「徵兵」という語は「江蘇省で実施された徵兵制度」と、「江蘇省で実施された徵兵制度によって誕生した兵士」という二つの意味を含んでいる。そのため、前者の制度そのものを示す場合は江蘇「徵兵」、と鍵括弧を付け、後者の兵士を示す場合は徵兵、と鍵括弧を外して記述する。ならびに、本稿で

は前述した『申報』、『時報』を多く使用しているため日付年号は全て旧暦を基準としているが、各節冒頭及び重要事項の年号には新暦も併記した。

第一章 徵募制度の系譜

第一節 八旗・綠營・勇軍

まず第一章では、江蘇「徵兵」が実施されるまでの徵募制度を概観し、日清戦争以降の徵募制度の整備における課題及びその対策を把握したい。そして本節では、新軍が登場するまで清朝の防衛任務を担っていた經制兵（正規軍）の八旗と綠營、そして義勇軍の勇軍の徵募制度を簡潔にふりかえろう。

(一) 八旗

八旗とは、清朝が入関前より形成していた軍事・社会組織である。八旗は血縁関係によつて構築される「牛録」（二ル）を基礎とし、領土の拡大に伴つて増加した満・蒙・漢の牛録を八色の旗のもとに区分し編成された。八旗兵の徵募制度は、八旗に所属する男子で一五歳から六〇歳の「壮丁」⁽⁹⁾より騎乗射撃に優れ、身体の壮健な者を徵募する形式で、これに漏れた旗人は「余丁」として八旗兵の出征物資の供給を担当した。⁽¹¹⁾すなわち、旗人のみを徵募対象とした「旗人世襲」制が八旗の徵募制度の特徴と言えよう。

八旗はその強力な軍事力で明朝の領土を南方へと縮小させたが、入関以降は征服者としての特権を享受する一方で尚武の風習は疎かとなり、三藩の乱の頃には既に弱体化していた。また、人口増加により八旗における余丁数も増加したが、余丁は八旗兵とは異なり給料を受領できず、一方で身分を示す社会組織でもある八旗では旗籍からの離籍は禁止されており、職を得ることもできなかつたため、その貧困化が問題となった。この解決策として貧困余丁を徵募対象とした八旗兵

の拡充策がとられたが、技術や体格面の徵募条件は厳守されず、軍事組織としての八旗はさらに衰退することとなった。⁽¹²⁾

(二) 綠營

綠營とは、八旗の入関後降伏した明朝軍と新たに徵募した兵士を再編成した漢人の軍隊である。綠營兵士の徵募制度には三点の特徴「土着制」、「終身制」、「余丁制」が挙げられる。「土着制」は、綠營兵士の徵募対象を綠營駐屯地の土着民のみとする制度で、游民の混入を防止し、また駐屯地に家族が居住していることで、家族が処罰の巻き添えとなることを恐れる綠營兵士に軍律を遵守させる狙いがあった。そして、一旦綠營兵士となり兵籍へ編入されると、職業軍人として生涯兵籍より離籍することはできなかった。これが「終身制」である。そのため、綠營兵士は入隊以降加齢により訓練への参加が困難になるまで現役兵として軍務に従事し、退役後は毎月支給される生活費をたよりとした。退役や戦死で生じた綠營兵士の欠額は、最上位の兵科である馬兵は中位の兵科の歩兵より、歩兵は最下位の兵科の守兵より補充していたが、守兵の補充には「余丁制」を適用していた。綠營における「余丁」とは、營に扶養されている綠營兵士の子弟を指し、戦乱の際には従軍して輸送や雑務を行ったが、この余丁が一六歳になると試験を経て守兵へと編成された。戦乱が多発した時期は余丁制に加えて民間募兵も実施されていたが、戦乱の減少に伴い綠營兵士の欠額は余丁のみより補充できるようになり、綠營兵士もまた世兵（世襲）化した。⁽¹³⁾

綠營は弱体化した八旗の代わりに清朝の治安維持を担ったが、綠營兵士は薄給のうえ、上官のピンはねによりさらに困窮化し、また軍隊としての士気を下げて腐敗が進み、白蓮教徒の乱にあたっては戦力にならなかった。⁽¹⁴⁾

(三) 勇軍

清朝の經制兵である八旗や綠營が軍事的役割の遂行を困難とする状況で発生した太平天国の乱において、その鎮圧に大きく貢献したのが地方官紳によって組織された勇軍である。勇軍は団練を起源としており、代表には曾国藩の湘軍や李鴻章の淮軍、左宗棠の楚軍が挙げられるが、なかでも湘軍は太平天国の乱の発生後間もなく創設された。勇軍の兵士は「郷

勇」と呼ばれるが、湘軍の郷勇徵募は（一）技能に熟練しており、（二）若く壮健で、（三）朴実で農民らしい「土氣」（野暮ったさ）があり、（四）湖南人で保証を有し自身の姓名・住所・家族・指紋の情報を提出できること、の四点に沿って実施された。また郷勇徵募は、最上級指揮官の統領が全營指揮官の統領を任命し、さらに統領が各營指揮官の營官を直接任命する形式に則り、最下級指揮官の仕長が郷勇を直接徵募するという、上下間の私的関係を重視したものであった。⁽¹⁶⁾ 地縁と個人的な信頼関係を紐帯に編成された勇軍は前述の通り太平天国の乱の鎮圧に功績を残したが、その一方で中央の疑心を招き多くは鎮圧後解散し、勇軍としてのかたちを残したまま防軍に、または一部の綠營と共に練軍へと再編制された。⁽¹⁷⁾ 太平天国の乱の後も相次ぐ戦乱により郷勇の需要は絶えなかったが、勇軍で戦勲を挙げた初期の將官の多くが戦死すると、その徵募は厳格性を失い游民が軍へ混入し、軍の解散後にはこれら身寄りのない郷勇が「潰勇」となり各地で略奪行為に走り、さらには会党と連携する⁽¹⁸⁾など、社会不安を醸成した。

このように、新軍が創設される以前には八旗・綠營・勇軍の三種の軍隊が清朝には存在していたが、軍事改革の契機となる日清戦争時には全て腐敗化、弱体化していた。その様相について、日清戦争後に整頓された綠營や勇軍では「兵士が三々五々群れをなして妓院へ出入りしたり、演劇の邪魔をしたり、誰かを殴打したり罵倒することは既に日常茶飯事となっており、「兵士は」強盗や殺人を「大牙祭」（たまのごちそう）と呼んでおり、軍紀はまったく機能していなかった。庶民は「兵士を」心底恨んでいた⁽¹⁹⁾。さらに、これら軍隊において兵士が「朝、（自身の在籍していた）某兵營より解雇されても、（その日の）夜には他の兵營へ「欠員補充として」入營することは、次第に当たり前」となっており、その徵募制度は完全に形骸化していたとされる。

第二節 新軍

日清戦争後の徵募制度の整備は、従前の徵募制度に対する反省と既存の軍隊への批判から始まった。日清戦争中の光緒

二〇（一八九四）年末より、後述する新建陸軍の基礎となる新軍、定武軍の練兵に従事していた順天府府尹胡燏棻は、戦中の徵募は急を要しており兵士を選抜する余裕がなかったため、游民の軍隊への混入を招き、兵士は「未だ技術が熟練しないまま敵地へ赴いたため、ひとたび戦闘を目前にすると敵の氣勢に押されて遁走し、かえって優れた武器を敵へ渡らせてしまい、さらに〔遁走する〕道中ではほしほしに略奪を行った。〔遁走した兵士は〕後日また別の軍へ入隊するも、やはりさきの轍を踏んだため、連戦連敗した」と述べている。同時に、胡は清朝の軍隊が旧法に基づく戦略を用いている点や、勇軍が未だ旧式武器を使用している点、また新式武器を装備しながらもその用法を全く理解していない点を指摘した。²⁰日清戦争中は欽差大臣として出征していた劉坤一の代わりに江南防衛を担った署理两江総督張之洞も胡と同様の意見を抱いており、戦後間もなく、兵士の身元が不確かなためその良し悪しが把握しにくい点と、陣営建設や兵器使用が旧法によるもので、地図製作や測量などを全く学習していない点を、軍隊の問題の一部として挙げていた。²¹このように、日清戦争後認識されていた軍隊の弊害には、軍隊への游民の混入と将兵の西洋新法に基づいた軍事知識の欠如が存在していた。よって、日清戦争後の軍事改革における新たな徵募制度では、游民ではない「身元の確かな者」、また軍事知識を理解するために必要不可欠な「識字能力を有する者」を兵士として獲得し、両弊害を除去することが課題とされた。これをふまえ、新軍の創設者はいかなる徵募制度を制定したのか、（一）新建陸軍、（二）自強軍、そして（三）練兵処による「募兵制略」を確認しよう。

（一）新建陸軍

新建陸軍とは、光緒二一（一八九五）年一月より天津郊外の小站で浙江温処道袁世凱によって、ドイツ陸軍を模範として練兵された新軍である。袁は前述した胡燏棻の定武軍において兵士不適格者を淘汰し、直隸・江蘇・安徽などの農民から新たに兵士を徵募した。²²新建陸軍の徵募条件には年齢・体格・体力規定が存在し、応募者の身元については、近隣住民による保証と応募者本人の家族人数と住所の提出を要求し、素行不良者や前科者などは採用しなかった。また、識字能

力については徵募条件への記載はないものの、徵募した兵士のうち「文字の意味をやや理解する者」に対しては、徵募地域を出発し兵営へ到着するまでの金銭の支給をその他の兵士より高く設定していることから見て、重要視していたことは確かである。

(二) 自強軍

前述した問題を提起していた張之洞自身も、新建陸軍と同時期に赴任先の江蘇でドイツ陸軍を模範とした新軍、自強軍を創設していた。自強軍も徵募条件に年齢や体質の規定を掲げたほか、徵募対象を徵募地域の土着民のみとし、近隣住民や団董による保証を提出させることで応募者の身元を確認しようとした。また、兵士の徵募地域について、張はその郷民性を「油滑」(狡猾)だと見なした「城市」(商工業の比較的発展した人口の多い地域)では徵募せず、郷民性を剛健だと見なした江蘇・安徽の一部地域のみで徵募したが、これは「(江蘇・安徽の徵募地域は自強軍の駐屯地である)江寧に近く、年齢・戸籍・家柄の検査がしやすいため」でもあった。⁽²⁴⁾さらに、こちらも徵募条件に記してはいないが、張が兵士の識字能力に注意していたことは、自強軍を管理する洋務処が作詞した「勸勇歌」の歌詞に、「驗収して伍に入るは皆な樸実、字を知り能く書を知るもの頗る多し」とあることより推測することができる。⁽²⁵⁾

新軍練兵の先駆けである新建陸軍と自強軍は、徵募地域の限定や応募者の身元情報と保証の提出を設定することで、身元の確かな兵士の獲得を目指した。一方、識字能力は徵募条件に列記することはなかった。この背景には、当時の識字率が関係していたと思われる。例えば、新建陸軍合計約七三〇〇人のうち、⁽²⁶⁾わずかでも識字能力を有した兵士は約二三〇人しかおらず、⁽²⁷⁾徵募条件に識字能力を挙げると、その徵募対象は著しく狭まってしまう恐れがあった。

(三) 練兵処

光緒二九(一九〇三)年一〇月、清朝はこれまで各省総督や巡撫が独自で実施していた新軍練兵を中央で統轄するため北京に練兵処を設立し、練兵大臣には慶親王奕劻、会辦大臣には袁世凱、襄辦大臣には滿州旗人の鉄良が就任した。⁽²⁸⁾練兵

処には軍法や軍需を司る軍政司、訓練や教育を司る軍学司、戦略を司る軍令司の三司が設けられた。⁽²⁹⁾ 翌光緒三〇年八月、練兵処は各省新軍の編成法や訓練法などの軍制画一化を目指して「営制総章」を制定した。すなわち、この「営制総章」のうち募兵法を規定した「募兵制略」に記された徵募条件は、清朝の干城たる新軍に相応しい兵士像を示しており、さらに「身元の確かな者」、「識字能力を有する者」をいかに獲得するか、という課題に対する中央の最終解答でもあった。その徵募条件は（一）二〇歳以上二五歳以下、（二）身長四尺八寸（約一七〇センチ）以上、但し南方は四尺六寸（約一六三センチ）以上で、かつ虚弱者や眼病、持病を患っている者は採用しない、（三）一〇〇斤（約六〇キロ）以上の物を持ち上げることができる、（四）必ず徵募地域に土着し家族を有しており、応募時に三代の家族・住所・指紋数の情報の提供が可能である、（五）阿片吸飲歴がある者や素行不良者及び前科者は採用しない、の五点であった。⁽³⁰⁾ また、識字能力は徵募条件に提げなかったが、營の五分の一（約一〇〇人）はあらかじめ識字能力を備えた兵士を入隊させるとした。⁽³²⁾

「身元の確かな者」について、新建陸軍や自強軍が徵募地域を外省まで広げ、徵募地域に土着し身元情報や保証の提出が可能ならば徵募したのに対し、練兵処は例えば江蘇省であれば江蘇省民のみ、とその徵募対象を本省人に限定した。そして「識字能力を有する者」については、新建陸軍や自強軍と同様に徵募条件への列記は避ける一方、その獲得目標を具体的に示した。

以上のように、日清戦争以降の徵募制度は常に「身元の確かな者」、「識字能力を有する者」の兵士としての獲得という課題に向き合って制定されてきた。次章では、この整備された徵募制度がいかに運用されたかを、江蘇「徵兵」を事例に見ていこう。

第二章 江蘇「徵兵」計画

第一節 周馥の就任

光緒三〇（一九〇四）年九月、江蘇「徵兵」の提唱者である周馥が兩江總督に就任した。周馥は就任以来、大局に影響を及ぼす江南の地理条件を考慮して江蘇軍隊の整頓を急務としていたが⁽³³⁾、では、当時の江蘇軍隊とはいかなる様相であったのだろうか。ここでは、同年七月に江蘇を含む華中地方の軍事視察へ赴くよう上諭を受けた練兵処襄辦大臣鉄良の報告を参考にしたい。⁽³⁴⁾

江蘇軍事改革は、前述した張之洞の自強軍に始まる。自強軍は新建陸軍と共に各省新軍練兵の模範となるまでに發展したが⁽³⁵⁾、光緒二六年に新建陸軍練兵の功績により山東巡撫へ昇格した袁世凱が山東で練兵していた武衛右軍へ吸収されてしまった。以降、兩江總督劉坤一は既存及び新設の勇軍を中心に義和団事件などの国家情勢に応じてその兵額を調整しながら⁽³⁶⁾、西洋式の訓練を施して江蘇の防衛戦力とし⁽³⁷⁾、光緒二八年には名称のみの変更ではあるが常備軍・統備軍へと再編成した。⁽³⁸⁾

さて、鉄良が視察したのはこの常備軍・統備軍のうちの南洋常備右軍・南洋統備南字軍・南洋統備新湘軍⁽⁴⁰⁾・南洋統備奇兵軍⁽⁴²⁾・南洋統備護軍⁽⁴³⁾など、及び光緒三〇年一月に新兩江總督魏光燾が湖南で徵募した江南武威新軍左右翼⁽⁴⁴⁾の合計一軍である。報告では、鉄良は各軍の操練の様子以外に將兵の体格・軍装・使用武器にも注目している。例えば江南武威新軍はその半数は壮健な新兵であり、「歩兵隊はベルギー産の小銃を使用している。隊列を組む時、統領の魏榮斌は騎乗して先導するが操法を把握しておらず、兵士は行進しながら小銃を掲げるも操章と一致しないため、「隊列行進は」ばらばらで秩序立っていない。その行進法・転回法・跑跳・射撃・銃劍術・体操格式はおおかた形をなしてはいるが、小銃の狙いを定める時、兵士の多くが照尺（の扱い方）を理解しておらず、また（照尺は）錆びてしまっているため、上げ下げができない。目兵全員が砲兵隊の使用する二ポンド山砲と三ポンド速射砲を解体できるといっわけでもなく、また部品の名称も知らない⁽⁴⁶⁾」状態であった。また、南洋統備新湘軍後旗⁽⁴⁷⁾のうち、壮健な兵士は半数にも満

たず、操法も未熟で、「使用する旧式の銃は錆びで故障しており、衣服や靴も不揃いである。将官は佩刀しておらず、兵士はベルトではなく布で腰の際を結び、弾丸を布袋に入れて首にかけて」⁽⁴⁸⁾おり、この状態を鉄良は「見るに堪えない」と悲嘆した。これは該軍の中・前・右旗も同様であった。さらに南洋統備護軍も将兵の半数は老弱な者で、壮健な者もまた操法を暗記しておらず、南洋統備奇兵左旗も不完全な銃を装備し、操法にも全く「勇氣」（勇ましい気力）を感じられなかった。一方、唯一鉄良の高評価を受けたのが南洋常備右軍で、操法にやや難はあるものの、軍服も清潔で装備も整っており、将兵もみな壮健であった。⁽⁴⁹⁾この鉄良の報告から、当時の江蘇軍隊は軍装・武器の不画一だけでなく、老弱・虚弱者の在籍や基礎的な軍事知識の欠如などの弊害を抱えており、兵士の質も決して良好ではなかったことがうかがえる。

以上のような江蘇軍隊の整頓を周馥は試みたが、江蘇軍隊の兵士は太平天国の乱以降に湘軍の將兵が死亡するなか地域を限定せず徴募されていたため、その本籍地は分散しており、軍律を退廃させていた。⁽⁵⁰⁾それゆえ、周馥は「〔新たな兵士を〕召募した時に〔既存の兵士を〕排除するにしても、〔既存の兵士は〕困窮に陥りやすく身寄りがないため、落ちぶれて盗賊となってしまうか、〔既存の兵士を〕練兵して強力な軍隊をつくりあげても、一〇、二〇年兵籍に在籍すると老いるか衰えるかである。〔既存の兵士によってもたらされる〕暮氣（精神の衰えた状態）を除去せねば、当然〔新たな兵士によってもたらされる〕新たな活力も生まれることはない」と危惧し、徴兵制と年齢を基準とした退伍法によって江蘇軍隊を整頓することを主張した。⁽⁵¹⁾

そこで周馥は「徴兵」実施を含めた江蘇軍事改革のため、両江総督就任から間もない光緒三〇年一二月にこれまで練兵業務を担っていた営務処を廃止して江寧に督練公所を設立し、江蘇における新たな軍事機関とした。督練公所は制度制定・賞罰・武器管理などを司る兵備処、戦略策定・測地などを司る参謀処、訓練・教育などを司る教練処の三処に分かれており、なかでも兵備処搜討科は「徴兵」実施を主な業務とし、参謀処運籌科もまた兵備処搜討科への協力が規定されていた。⁽⁵²⁾各処の責任者である兵備処総辦には朱恩紱、参謀処と教練処の総辦には徐紹楨が就任し、その他職員は日本への軍

事留学経験のある陸軍学堂卒業生を、予備員には陸軍学堂学生を充てた。⁽⁵³⁾

また「徴兵」準備として、周馥は既存の軍隊である江南武威新軍左右翼を第一標、南洋統備護軍を第二標、南洋常備右軍を第三標、江南武威新軍を第四標、南洋統備老湘合字軍を第五標、南洋統備南字軍を第六標、南洋統備新湘軍を第七標、南洋統備盛字軍を第八標に再編成し、外省籍または年齢や体力などを規定した「選兵」条件にそぐわない兵士五〇〇人とは約一、二か月分の給料相当分の恩給と交通費を支給して本籍地へ送還した。⁽⁵⁸⁾ その結果、第一標は残存兵額が約五〇〇人となり、第二標は約二〇〇人しか残らなかったため第三標と合併した。そこで、この第一標と第二・三合併標の欠額をまず「徴兵」により補充し、この「徴兵」が完了した後には第四・五・六・七・八標の「徴兵」も開始することとした。⁽⁵⁹⁾

さらに、翌光緒三十一年二月には徐紹楨を北洋へ派遣したが、これには後に徴兵官として江蘇「徴兵」へ従事する陶駿保も徐に同行したため、この時に徐は北洋の徴募法について研究したと推測でき、その後四月には具体的な「徴兵」章程の制定に着手した。⁽⁶²⁾

第二節 「南洋徴兵局章程」

周馥や督練公所の江蘇「徴兵」準備は順調に進んでいたようで、光緒三一（一九〇五）年八月までには「徴募章程」⁽⁶³⁾と「南洋徴兵局章程」⁽⁶⁴⁾が制定された。本節では、江蘇「徴兵」の具体的実施事項を決定した「南洋徴兵局章程」より、その構想を把握したい。

【趣旨】

江蘇「徴兵」の目的は、江蘇省土着の省民を徴募することで、将来の「徴兵制」に備えることにあった。つまり、今回の「徴兵」とは同時期に日本などで実施されていた強制力を発揮するものではなく、実際は決して兵士となることを「脅

迫せず」、希望する者のみを兵士とする「志願兵制」、「募兵制」であった。

【徴兵管区】

蘇州・松江・太倉を除いた江蘇省全体を一軍の徴兵管区（寧垣徴兵管区）とし、さらに江寧・鎮江・常州・揚州を第一鎮の徴兵管区、徐州・海州・淮安・通州・海門を第二鎮の徴兵管区とし、「約一府」を一標の徴兵管区と設定した。⁽⁶⁸⁾ すなわち、第一鎮の徴兵管区ならば江寧一標、鎮江一標、常州一標、揚州一標の合計四標分の「徴兵」を行うということである。この徴兵管区は、同時期日本の徴兵制で敷かれていた連隊区制を参考にしていた。⁽⁶⁹⁾

【徴兵機関】

寧垣徴兵管区では、督練公所のある江寧に徴兵総局、各標徴兵管区である鎮江・常州・揚州・海州・淮安・通州に徴兵分局、各府内の州県及び直隸州庁に徴兵支局、さらに各州県及び直隸州庁を四郷に分けた一郷ごとに試験所（検驗所）を設置した。⁽⁷⁰⁾

【職員】

総局での総辦、つまり寧垣徴兵管区「徴兵」の総責任者には督練公所兵備処総辦と參謀処総辦が兼任というかたちで就任し、以下提調・執事官・經理官・司書生も督練公所の職員が兼任した。一方、総局以下へ派遣されるのは徴兵官・徴兵員・軍医・弁目・司書生・護兵であり、直接徴兵を取り扱う徴兵官には江蘇籍の陸軍学堂学生が充てられ、江蘇籍の陸軍学堂学生が少ない場合は派遣される二員のうち一員を外省籍の陸軍学堂学生とした。⁽⁷¹⁾ これには省民が親近感を抱きやすく、そのうえ彼らの軍人の模範となるに足りる江蘇籍の陸軍学堂学生を各徴兵管区へ万遍なく行き届かせる狙いがあったのだらう。この点については徴兵員や弁目も同じである。

また、職員には給料が支払われなかったが、恐らく職員はみな督練公所や軍隊に属しており、各々所属機関から給料が支給されていたためと推測できる。ただ、徴兵官以下派遣される現場組にのみ、その役職に応じて旅費が支給された。⁽⁷²⁾ 徴

兵官が最も多く旅費を支給されているのはその職務の重要性によるものであるが、徴兵官は各地の「徴兵」状況を調査せねばならず、単純に移動距離が長かったためとも考えられる。

【徴兵順序】

まず、徴兵官は「徴兵」実施三か月前に総督を通じて各地方官へ「徴兵」準備に着手するよう通達し、半月前になると自ら各地域へ向かい地方官や紳董・荘長らと該地域の風土をふまえたうえで「徴兵」方法を協議する。方法が決定次第応徴勧告を掲示し、紳董・荘長らはこれを郷民に告知する。応徴登録期には徴兵官は検査員を伴い、徴募条件に沿って応徴者を検査し、適格者には食事を提供して徴兵機関に留め置き、該徴兵機関の徴兵額が充足するまで毎日一角を支給し待機させ、上級の徴兵機関への出発時には一角五分を支給した。また、徴募条件は後述する「江蘇蘇松太三府属徴兵章程」と同様に練兵処の制定した「募兵格式」に則る。ただ、江蘇「徴兵」は本省人の徴募が目的であったため、土着であることを示す近隣住民や郷紳による保証を絶対視しており、とにかく「拳人や貢生であろうと、生員や監生であろうと、有職であろうと無職であろうと、本省人で保証」さえあれば良かった。そして徴兵額を満たし次第徴兵官は徴兵分局（江寧の場合は総局）へ合格者を引率し、総局派遣員と入隊する標の標統による最終検査ののち、その責務を完了する。

【徴兵人員の賞罰】

徴兵官は「徴兵」活動を一切適切に実施した場合は表彰され、一方徴募した兵士が不適合であった場合や、現地で騒動を起こした場合は処罰された。また「南洋徴兵局章程」は「徴兵」活動への協力を徴兵局の職員以外の地方官は義務、郷紳は責務と規定したため、地方官や郷紳も賞罰対象となった。まず地方官は主に担当地域で「徴兵」活動を滞りなく執行した場合は功績として記録され、「徴兵」活動中の不正を放置した場合は解雇または減俸の処罰が課された。そして郷紳は、本籍回避の原則によって赴任してきている地方官より現地の事情に精通しているため、今回の「徴兵」において最も重要な「土着か否か」といった情報などを徴兵官へ伝達しなくてはならなかった。郷紳は身元が確かで識字能力を有す

る「良民」を多く入隊させた場合は頂戴と扁額を褒賞として与えられ、一方で「良民」の入隊を阻害または游民や潰勇を入隊させた場合は処罰を受けた。⁽⁸⁵⁾ これより、江蘇「徴兵」で徴兵として最も必要とされていた人材とは、「身元が確かで一定の識字能力を有する江蘇人」であることが分かる。

以上の通り「南洋徴兵局章程」は制定され、寧垣徴兵管区での枠組みが整い、光緒三二（一九〇五）年八月より江蘇「徴兵」が開始されるにいたった。

第三節 「江蘇蘇松太三府属徴兵章程」

蘇州・松江・太倉は寧垣徴兵管区とは別に蘇垣徴兵管区に編成されていた。これはもともと蘇垣徴兵管区では一協を編成するため、光緒三一（一九〇五）年一〇月には江寧とは別に蘇州に督練公所を設立し、異なる軍政を敷いていたからであらう。蘇垣徴兵管区では光緒三二年一月に既存の軍隊より兵士を選兵して第一標を編成していたため、第二標を「徴兵」で補充するとして、「江蘇蘇松太三府属徴兵章程」が制定された。⁽⁸⁶⁾

「江蘇蘇松太三府属徴兵章程」は冒頭より「徴兵」の前途を憂慮しており、蘇垣徴兵管区外の淮安・徐州・海州または海門からの徴兵の補充の可能性を言及している。⁽⁸⁷⁾ これは蘇州・松江・太倉の「郷民性が軟弱で苦勞に耐えられないため、入隊を志願する者は少なく、「徴兵」募集及び選抜が困難である」⁽⁸⁸⁾ からで、「徴兵」も寧垣徴兵管区に半年遅れた光緒三二年二月に開始された。

章程の具体的な内容は「徴募章程」や「南洋徴兵局章程」と大して変りないが、徴兵の身元情報がより広範な実施者（機関）及び関係者に共有されている点に気付く。寧垣徴兵管区では徴兵名簿は練兵処の規定通りに徴兵官と地方官が一冊ずつ所有するのに対し、蘇垣徴兵管区では徴兵名簿が各州県によって四冊作成され、地方官・徴兵官・督練公所・江蘇巡撫の四者が所有した。⁽⁸⁹⁾ また、蘇垣徴兵管区では写真を利用した身元証明も規定していたが、これは「徴兵」実施前より

提案されていたものであった。⁽⁹⁶⁾

第三章 江蘇「徵兵」の実施

第一節 江蘇「徵兵」過程

光緒三一（一九〇五）年八月一日、いよいよ江蘇「徵兵」が実施された。最初の徵募地域となったのは江寧と鎮江で、各府徵兵額は一府約一〇〇〇人の合計約二〇〇〇人であった。⁽⁹⁷⁾ 本節では、（一）寧垣徵兵管区における鎮江府での「徵兵」過程と、（二）蘇垣徵兵管区における松江府下の華亭県・婁県での「徵兵」過程を、その全体像を示す二つの例として詳述しよう。

なお、ここでは基本史料として報道紙『申報』及び『時報』を使用している。というのは、同治一一（一八七二）年にイギリス人商人アーネスト・メジャーによって創設された『申報』は、江蘇「徵兵」が実施された同年、発行部数の減少に対処するためその論調を保守から維新へと転換し、⁽⁹⁸⁾ 一方『時報』はかつて康有為に学び、⁽⁹⁹⁾ また唐才常と共に中国独立会を組織した狄葆賢が創設者であり、光緒三〇年の発刊当初より変法維新を主張していたため、⁽¹⁰⁰⁾ 江蘇軍事改革の一大眼目である江蘇「徵兵」に紙面を割くことも少なくなく、日付単位でその経過を追うことができるからである。

（一）鎮江「徵兵」

八月、江蘇新軍第一標第三營管帯の陶駿保と第二標第三營管帯の莊謬は徵兵官として自営より選抜した徵兵員、また軍医・弁目・司書生らを帯同して商船にて鎮江へ赴き、地方官と協議して城内の紅梅閣に徵兵総局を、そして城外の徳星宮に徵兵分局を設置し、六日には「徵兵」の開始を告げた。⁽¹⁰¹⁾ その後の経過に関しては両紙共に報道はなされていないが、「徵兵」開始から約二か月後の九月二十九日、応徵兵の第一団が江寧へ到着して正式に江蘇新軍へ入隊し、⁽¹⁰²⁾ その際、両江師

範学堂をはじめとした江寧中の学堂学生約二〇〇〇人が彩旗を手に江寧の徴兵と一緒にこれを歓迎したという記事がある⁽¹⁰⁾。そして第五団一二五人が江寧へ赴いた一二月九日までに約八〇〇人の応徴者が出たが、以降は応徴者が振るわない事態に陥った。そこで徴兵官の陶と莊は督練公所の許可を得、頂戴の授与や優秀者の将官への抜擢など徴兵の退伍後の待遇を揭示し、また応徴不振の原因を流言と見なして鎮江の郷紳へ勧誘を行うよう要請し、さらには、鎮江在住の湖北・湖南・安徽などの外省籍で保証を有する者の検査のうえでの入隊を許可した。以後「徴兵」状況は再び好転化したようで、翌光緒三十三年一月六日に第六団が江寧へ出発し、また一月四日には学界や商界による徴兵大会が開催され、大会では知県が「徴兵」趣旨を演説したのち、徴兵官・商会会総・学務公所副議長などが三時間にわたって演説をしたところ、数百人の大会参加者は「みな慷慨し、激励の拍手は雷のように鳴り響いた」⁽¹¹⁾。一月中に応徴兵は約一五〇〇人に達し、また徴兵を収容する寧属の兵房も不足したため、同月末日をもって鎮江徴兵局を一旦撤収して兵房の竣工を待つこととし、二月三日に最後の応徴兵一二五人が江寧へ向かった。以上が、鎮江「徴兵」の一連の過程である。

(二) 華亭・婁「徴兵」

鎮江「徴兵」が一旦停止された光緒三十二年二月、寧垣徴兵管区では既に広範な「徴兵」が実施されていたが、蘇垣徴兵管区においても寧垣徴兵管区に半年遅れて「徴兵」が開始された。二月初旬、華亭・婁両県の知県は県衙門に徴兵局を設置して徴兵章程を掲示したが、人々は傍観するだけで応徴者は少なかった。そこで翌月、いたるところの大通りに簡略化した徴兵章程と応徴勧告を貼り出したところ、良家の子弟が続々と応徴し、両県で五〇〇人の応徴者が集まった⁽¹²⁾。四月には各県約一〇〇人ずつの応徴者が確認され、最終的には華亭は約一四〇人、婁は約一〇〇人の応徴兵を輩出した。これら応徴兵は各学堂から旗の贈呈や唱歌といった壮行を受けると同時に、⁽¹³⁾ 県衙門にて郷紳や親による保証を再び得、その後蘇州へ出発するまで普照寺で起居しながら行軍訓練を施された⁽¹⁴⁾。さらに翌閏四月三日には按察使によって新たな一二五人の応徴兵への歓送大会が開催され、学堂や商会など二九組織約一〇〇〇人が参加し、軍楽の演奏や唱歌が行われた⁽¹⁵⁾。以上が華

亭・婁「徵兵」の一連の過程である。

この二地域の例より、その期間は長短あるものの、実際の「徵兵」が開徵↓勧誘↓応徵↓検査↓歓送↓入隊、という過程を経ており、基本的には「南洋徵兵局章程」の徵兵順序の通りに実施されていたことが分かる。

第二節 勧誘と歓送

次は、江蘇「徵兵」過程のなかでも勧誘と歓送の両活動について見ていこう。まず勧誘に関して、この活動の担い手は徵兵官・地方官及び学界や商界に身を置く郷紳であつた。そしてその方法には応徵勧告の掲示や演説、さらにはさきの鎮江のように大々的に徵兵大会を開催する地域も多く、勧誘活動期には商店が「恭賀兵士」と記された紅旗を掲げる風景もあつた。⁽¹⁰⁾この勧誘活動で注目したいのはその応徵勧告や演説の内容で、言い換えると、江蘇の青年はいかなる言葉に心を動かされて応徵を志願したのだろうか、ということである。ここでは松江府下の南滙県で掲示された、徵兵官阮慕咸による「勸応徵兵啓」を引用する。

〔西洋各国の〕風気は武を右び、王公子弟といった貴族といえども必ず軍隊へ入隊し、連なつて貧民や平民と共に兵籍に在籍する。すなわち〔貧民や平民は〕貴族子弟と同等に軍隊に編成されることができる。ゆえに誰もが兵士となることを榮譽とし、兵士はまた誰もが自らを重んじる。……去年より北洋大臣は徵兵令を実施したが、……直

隸では、深州の某孝廉が親族や門下生の計慶生二人文生五人を率いて陸軍へ入隊し正兵となることを嘆願した。⁽¹¹⁾

……そもそも呉人は本来戦争に慣れており、昔の記録では〔呉人は〕天下の精兵と称えられ、郡国志にもまた呉人は鬪将や戦士が多いと記されている。〔これより〕呉人は本来文弱ではなく、誰もが軍人の資格を有し、誰もが国家思想を抱えていることは明らかである。⁽¹²⁾……今、〔蘇州の〕長洲・元和・呉の三県の紳士は徵兵公啓を編選し、優

待の規定を定めたが、その優待は四項目ある。(一)三県の壮士において応徴者がいた場合、各学会や各学堂は入洋の例を援用して彩旗を持ち、音楽を奏でて歓送し、宗族・友人は一様に祝いを述べる。(四)(一)応徴後その家庭に大事が生じた際は、知人皆で助け、「徴兵に」内顧の憂いを抱かせてはならない。(一)「徴兵が」入隊し学問を修めた後、学堂が教習として雇うことがあり、またその「徴兵の」子弟が入学する際は一切学費を徴収しない。(一)徴兵が善行証書を得た場合は、総じて公の集まりの際に礼遇して上座に案内する。(五)

この応徴勧告には、同時期のその他応徴勧告や演説にも見られる五点の特徴、(一)軍人の地位向上の趣旨、(二)上流知識階級の応徴例、(三)江蘇における軍事的伝統、(四)知識青年層へ向けた呼びかけ、(五)徴兵優待、が備わっている。まず(一)について、「勸応徴兵啓」は一般国民が王侯貴族と共に軍隊に所属することから軍人となることの「榮譽」を西洋の例をもって提唱しているが、一方では、「かつては頭巾で頭を束ねたが、今日は軍帽をかぶる。かつては号衣を着用したが、今日は軍服を着用する。かつては幕屋や茅屋に居住したが、今日は洋式の兵房に居住する」と、これまでの兵士との待遇の格差を可視的に記すことでその地位向上を提唱するものもあった。

(二)は江蘇「徴兵」が実施された同年に科挙廃止が決定された影響もあったが、上流知識階級の「投筆従軍」は多く確認されていた。「勸応徴兵啓」は他省の例を用いているが、例えば常州府における「徴兵」では「文武の生員・貢生・監生・佐貳・雜職・名家の子弟の応徴者が非常に多いが、なかでも特に目を引くのは前湖北布政使瞿(賡甫)の孫の琳鄭や戊戌(の政変)で解職された(礼部右)侍郎徐致靖の甥の仁鉉、現広西龍州边防道莊濶寛の甥の紀徹、直隸候補道徐建寅の第六・七子」の応徴であった。また、その地の郷里の士の応徴例を挙げているものもあり、これによって「郷里は歓喜に沸き、人々の心は鼓舞」され、さらなる応徴が期待された。

(三)は太古の郷里における武勇を追憶させ、江蘇の「文弱」気質という通説を否定する狙いがあった。また、「春秋時

代は闔閭が覇を唱え、秦楚には項籍が江東八千の子弟をもって群雄を一掃し、両漢以降はまた孫氏兄弟が精銳をかかえ蜀魏と鼎立し」と、江南の英雄を列記するものもあり、同時にこのような英雄のもとで活躍した兵士は「どうして異郷より採用することがあったらどうか」と、兵士たる江蘇人の姿を強調していた。

(四) に関して、前述の通り光緒三一（一九〇五）年は科挙廃止が決定された年であったが、これに伴い伝統的な「昇官発財」の道を断たれた知識青年層を軍隊へ吸収することこそ、江蘇「徴兵」における本省人の徴募に次ぐ第二の目的であった。そのため、以下の常州徴兵局の応徴勧告のように、意図的に科挙に言及するものも存在した。

現在科挙が既に廃止され、凡そ士農工商の子弟は官職につく道が全く無くなった。府属各所には学堂が遍く設立されたとはいえども、あるいは学生数が満員のため入学を許されず、あるいは水準が制限されているため入学することができず、幾多の英俊が埋没することは免れない。どうして「これを」惜しいと思わないだろうか。……一旦（徴兵が）兵營へ到ると、すぐに隨營学校へ選入させ、この中で優秀な者がいた場合は官長へ拔擢する。

ここでは、科挙に代わる新たな「昇官発財」の道である新式学堂への入学や、右引文には記されていないが海外留学などの道を何らかの要因で閉ざされた「英俊」に対し、江蘇軍界での「昇官発財」の道を示している。実際、専門知識を要する騎兵・砲兵・工兵・輜重兵各科は速成学堂を設立したが、その学生には徴兵より優秀な者を選抜して修了後は正目や副目へと昇級させ、これは軍医も同様であった。また訓練期間を終えた徴兵のうち「營長」に拔擢される者や、将官養成学堂である江南陸師学堂へ入学する者もいた。すなわち、江蘇軍界は「江蘇籍の知識青年」を兵士とするのみならず、さらに彼らに対して入隊後も学問の機会を与えて研鑽させ、将来的には江蘇軍界を担わせることを意識していたのだ。

そして、「勸応徴兵啓」は応徴兵を「入洋の例」をもって歓送すると記している。入洋とは、科挙の受験資格を得るた

めの童試に合格した者が生員として府学や州学、県学へ入学することを意味する。⁽¹³⁵⁾これより、郷里から徴兵を輩出することは、生員を輩出することと同等の価値があると「勸忠徴兵啓」が示唆していることが分かる。兵士への待遇について生員の例を用いるという手法は、まだ重文軽武の伝統思想が強く浸透していた当時において、兵士の尊厳を高めるのに効果的であっただろう。

(五)は徴兵が入隊後に兵営で、また退伍後に郷里で受ける優待例、さらには徴兵の家族が受ける優遇措置を示している。まず徴兵は兵営内で「開放的で爽快な営舎」に居住して「美しく整った服装」を着用するなど衛生面に注意が払われ、⁽¹³⁶⁾また退伍後には「勸忠徴兵啓」のように帰還後の生活の保障や地位の向上が提示され、さらに徴兵の家族は地方官や郷紳からの保護や学費の免除を受けることができた。加えて、これら勸告における優待以外にも徴兵は「徵募章程」では閏月分の追加の給料や、⁽¹³⁷⁾練兵処の「募兵制略」では差徭の免除を、⁽¹³⁸⁾徴兵の家族も「募兵制略」に則り、訴訟に巻き込まれた際の擁護を受けることができた。⁽¹³⁹⁾すなわち、徴兵は練兵処の「募兵制略」及び江蘇の「徵募章程」の規定に加えて郷里独自の優待を、また徴兵の家族も練兵処の「募兵制略」及び郷里独自の優遇措置を約束されていた。

さて、以上のような特徴をもつ忠徴勸告や演説に心打たれて忠徴し、検査も通過した忠徴者は忠徴兵として本籍地より江寧または蘇州へ赴き、最終検査を受けて正式に江蘇新軍へ入隊する。この忠徴兵を本籍地の者や駐屯兵営が見送るのが、「歓送」である。歓送については、「歓送大会」といった名で式典が開催されることが多かった。まず、光緒三二年閏四月に上海県で開催された歓送大会を参考に、その式次第を確認すると、

- 一 入場（学生↓各学堂代表人↓各学堂職員↓官紳↓忠徴兵↓忠徴兵父兄・保証人）
- 二 挨拶（地方官↓演説員↓忠徴兵父兄・保証人）

三 「徴兵歌」唱歌

四 忠徴兵による謝辞

五 官紳・各学堂代表による応徴兵への□□⁽¹⁴⁾
六 河岸へ出発（応徴兵↓県代表↓軍楽隊↓各学堂学生隊↓官紳）
であり、応徴兵が蘇州へ向かうため乗船した後は、

七 送別隊各隊による校旗の掲揚及び敬礼、旗の贈呈

八 歡送者による旗の掲揚、「中国万歳陸軍万歳」斉唱

九 出航後各自帰隊

となつて⁽¹⁴⁾いる。これより、歡送大会は有志が各々自由に参加して応徴兵を見送る形式ではなく、あらかじめ枠組みが決定されていたと推測できる。歡送大会には地方官・郷紳・学界関係者・商界関係者・学生・駐屯兵团が出席する事例が多く、特に学生の出席はほぼ絶対に等しかった⁽¹⁵⁾。一方、見物人も多かつたようで、華亭県・婁県の歡送大会では会場から「六、七里の間見物人は途絶えることがなく、非常に混雑しており、みな首を伸ばして兵がやって来るのを待っている⁽¹⁶⁾」状態で、沿道の商店が灯籠を飾った地域もあつた⁽¹⁷⁾。また歡送方法については、大半が演説・旗の贈呈及び掲揚・唱歌と、一定の形式が存在していた。

歡送活動では、演説の内容に注目してその特徴をつかみたい。ここでは、同時期になされた上海県と嘉定県でのものをつとり挙げよう。

先ほど言及した上海で開催された歡送大会の記事では、商学界を代表する『時報』主筆の雷奮⁽¹⁸⁾、応徴兵父兄を代表する江南陸師学堂卒業生の李英石⁽¹⁹⁾、龍門師範学堂を代表する同校代理監督の沈恩孚⁽²⁰⁾の三人による演説の一部が報道されている。うち前者二人は応徴を称える一方で入隊後の心構えを説いており、苦勞に耐え、軍律を順守することを第一としながら、雷は「軍士とは最後の公正（私心がなく正しい）な人」であるため、まずはその公正たる人格を形成することを、李は軍令があるからこそ兵士は「全体一心」となつて団結することを応徴兵に呼びかけた。この演説内容を報道した記者

は、両者の演説を高く評価し、上海の応徴兵しか聞けなかったことが惜しいと記した。⁽¹⁴⁹⁾ また、沈は龍門師範学堂の歓送の意が上海の応徴兵たちを通じて他地域出身の徴兵へも伝わることを願った。⁽¹⁵⁰⁾

上海での演説が江蘇全省の応徴兵に対する呼びかけという性格のものであるとすれば、嘉定での演説はその対象を嘉定の応徴兵に限定したものであった。以下は光緒三十二年閏四月、嘉定における歓送大会で「各公団」を代表した黃守恒の歓送演説である。黄はまず嘉定建県以後約六〇〇年間で三度にわたる兵禍、すなわち一〇年以上続いた明朝嘉靖期の倭寇、明清交代期の清軍の侵攻に対する抵抗、四度県が陥落した太平天国の乱の「三役」によって郷民のほとんどが死亡し、その総死者数は一〇〇〇万にのぼり、諸々の歴史書には名誉の死が相次いだとされ、ついに嘉定のみが「節義」をもって長江以南で有名となったと語り、以下のように続けた。

もともと人とは必ず死ぬものではあるが、「その死の価値は」泰山鴻毛（非常に重いものから、非常に軽いものまで）であり、まるで両極にあるかの如くということ論じ遅れてはならない。スパルタの婦人はその夫または子の従軍を見送るが、彼らに対して「あなたが盾を手に帰ってくるように、でなければ〔遺体として〕盾に乗って帰ってくるように」と願う。そもそも、誰もが楯に乗って帰る〔死を恐れず戦う〕志を抱いてこそ、誰もが楯を手に帰る栄光を得ることができ。今我が県において、いわゆる名誉の死者は相次いだ、結局〔戦死者として〕盾に乗って帰って来た者はかつて数人しかいなかった。「これは」恐らくみなが盾を手にする勇氣と知略を志したことが無いため、〔戦場では〕むなしくも弾丸〔が飛び交うなか〕や馬脚の間で蹂躪されるのみであったからだ。このような習わしに従うことを望むなら、泰山のような「重みのある」死が可能かどうか、私は密かに疑問を抱くものである。ゆえに、浅はかではあるが敢えて我が県の戦禍の歴史を公表し、大声疾呼して我が郷人に以下のように警告しよう。もし我が県にして尚武の精神があったならば、偉大な功績は書物に頻出したであろうが、今はただ〔嘉定人には〕尚義の気節

がある（と記されている）のみで、尚武精神についてはめつきり聞かない。そのため、偉大な功績を挙げることができず、不幸にして節に殉じた死も無駄になってしまった。この轍を踏むとすれば、哀しいことではないか。⁽¹²⁾

「三役」における死のうちの大多数は、実際は「盾を持つ」尚武精神が欠如したまま戦いに巻き込まれたことによる、戦うことなく「蹂躪」された結果の死であり、その死の価値は決して尊いものではなかった。にも関わらず、書物はこれを「名譽の死」と称え、嘉定人には「尚義の気節」があると記したことにより、再び後代の嘉定人は前代の轍を踏んだと黄は嘆き、応徴兵には尚武精神を抱くことを求めた。この演説は、「三役」の歴史をもつ嘉定の応徴兵にはより深刻に響くものであっただろう。

多くの応徴兵はこのような歓送を受け、船によって江寧または蘇州へ向かい、到着後はある隊は現地学生らによる歓迎を受け、またある隊は隊列を組み龍旗を揚げ、軍樂を奏でて軍歌を歌いながら兵營へ進んだ。⁽¹³⁾

第三節 郷紳の協力

さて、第一節、第二節と江蘇「徴兵」過程及びそのうちの勧誘・歓送内容を見てきたが、これらにて注目したいのは、「徴兵」活動に積極的に協力する郷紳の存在である。前述した通り、「南洋徴兵局章程」でもその協力は責務とされていたが、郷紳は前節の「勸応徴兵啓」での徴兵の優待例の作成や徴兵大会及び歓送大会の主催など、時として「徴兵」活動への協力を義務付けられていた地方官以上に積極的な姿勢で活動をほう助し、また一定の権限も有していた。特に、「南洋徴兵局章程」では規定されていない徴兵大会や歓送大会は、郷紳によって支えられていたと言っても過言ではない。これより、郷紳は江蘇「徴兵」において、軍事と地域社会を結び付ける役割を担っていたと考えても良いだろう。そして、郷紳の協力形式は主に（一）自身の所属する既存の団体を通じての協力、（二）江蘇「徴兵」のための新規の団体を設立し

ての協力、の二種類に分かれていた。その事例を挙げよう。

(一) 自身の所属する既存の団体を通じての協力

宝山県での「徴兵」は光緒三二(一九〇六)年四月より開始されたが、宝山県学務公所の総理に就任していた袁希濤⁽¹⁵⁾は、学務公所を通じて「開徴大会」を開催し約五〇〇人の聴衆を前に演説を行い、宝山より約四〇人の応徴兵を蘇州へ送り出した⁽¹⁶⁾。またこの時、「県中の官長紳董や県校学生はみな歓送会を開き、出発時には旗を贈呈し、「徴兵を」遠くまで送った⁽¹⁶⁾」。

(二) 江蘇「徴兵」のための新規の団体を設立しての協力

青浦県では、青浦軍事協会という地元郷紳によって設立された「徴兵」補助団体が存在した。その活動内容は応徴勧誘のほか、徴兵家族の保護、徴兵の慰問、徴兵の子弟への学堂費用の軽減交渉などであり、青浦軍事協会は青浦「徴兵」が円滑に進むよう活動する一方、入隊後の徴兵やその家族の生活も重視した機関であった。青浦軍事協会の具体的な活動に關しての報道は少ないが、光緒三二年三月に青浦へ徴兵官が派遣された際、同協会は歓迎会を主催し、また歓送大会では協会員が祝辞を述べ、歓送歌を歌い、河岸まで隊列を組み軍楽隊と共に進んで応徴兵に対して「軍人万歳」と斉唱した⁽¹⁶⁾。

以上のように、郷紳の江蘇「徴兵」への協力形式は二種類存在したが、割合としては(一)が圧倒的で、その団体とは教育団体が大多数を占めていた。また、地方官も郷紳たちによる教育団体に「徴兵」補助の役割を期待していたようで、上海県における「徴兵」では知県が学務公所に実施代行を委託した⁽¹⁶⁾。すなわち、江蘇「徴兵」実施には郷紳を媒介とした軍事―教育間の密接な連携が必要不可欠であり、さらに言うならば、当時の江蘇でこのような図式は江蘇「徴兵」に限ったことではなかった⁽¹⁶⁾。また、この軍事と教育の連携を考えるにあたって、その大前提として考慮しなくてはならないのが、当時清朝で大いに提唱されていた軍国民教育である。清末における教育改革について、応徴勧告でも言及された科挙

廃止や新式学堂設立がこの核であったが、尚武精神の発揚による軍国民の創成を目指す軍国民教育もその一つであった。そのため、光緒二十九年に教育改革方針として発布された「学務要綱」では各学堂での兵式体操の実施が規定され、さらに光緒三十二年の「教育宗旨」では小・中学堂で使用される各教科の教科書に軍国民主義的要素を取り入れることが必須とされ、学生⁽¹⁶⁶⁾の軍国民たる身体⁽¹⁶⁶⁾の鍛錬と思想の啓発が推進された。

そして、教育団体を通じて「徴兵」活動を行う意義を考察すると、郷民、なかでも特に学生の動員及び教化が目目されるよう。例えば、南滙県では歓送大会を開催するにあたり、学務公所が城郷の紳董や各学堂へその開催を通知し、歓送大会が盛況となるよう働きかけている⁽¹⁶⁷⁾。また、(一)でとり挙げた宝山の袁希濤も学務公所の総理に就任していた光緒三十二年前後の三年間の間に約二〇校の小学堂を県内に創設していた⁽¹⁶⁸⁾。このように、学務公所はその教育ネットワークを通じて将来的に実施予定の本来の意味での「徴兵制」の兵士たる学生を動員することができた。そして、歓送大会では学生に対し徴兵への校旗の贈呈や唱歌などを通じて身をもつて大会に参加させると同時に、地域社会で尊ばれる徴兵の存在を最も近くで感受させ、彼らの尚武精神を発揚させることができた。江蘇「徴兵」の目的は将来の「徴兵制」に備えることでもあったため、これら未来の兵士たる学生への教化は非常に重要なものであり、江蘇「徴兵」は軍国民教育としての側面も有していたのだ。また、当時においてこのような教育ネットワークはあくまで県レベルの規模であったが、江蘇「徴兵」が定着した光緒三三年時点ではより広範な教育ネットワークが機能していた⁽¹⁶⁹⁾。ただ、袁は宝山において教育振興のみに貢献したのではなく、また教育振興を通じて地域社会での役割範囲を広げた地域エリートであったため、「徴兵」活動自体は教育活動の延長という性格を有すると同時に地方自治活動としての性格も有していた。

一方で、「徴兵」活動時の徴兵自身と郷紳の関係はもともと必ずしも密接でなかったとしても、郷紳は徴兵の入隊後もその動向を注視しており、例えば袁希濤は督練公所に兵営内での徴兵に対する虐待疑惑について説明を求めている⁽¹⁷⁰⁾。またこの時、袁と共に連名で督練公所に問い合わせたのが、袁と同様に龍門書院出身の姚文相⁽¹⁷¹⁾（上海）や沈彭年⁽¹⁷²⁾（青浦）など

であり、⁽¹⁷⁾ここでも県レベルを超えたネットワークが存在していた。これは、入隊後に各地域よりやって来た徴兵が同じ軍隊に編成されることに伴って郷紳の視線も徴兵全体へ向けられ、各地域の郷紳において徴兵の問題が共有化されたことを示していた。

第四節 江蘇「徴兵」過程における問題

「徴兵」活動が盛んに実施されていた一方、当然問題も生じていた。その事例として、本節では(一)徴兵官の不法、(二)流言による活動阻害、を記したい。

(一) 徴兵官の不法

金山県へ派遣された徴兵官甲は光緒三二(一九〇六)年四月、知県が出張し、また共に「徴兵」活動を行う徴兵官乙が未だ該県へ到着しない間に単独で応徴者を検査したが、徴兵官甲が適格とした者のなかには保証を得ていない者や、前科者などが含まれていた。そのため知県はこれらの適格取消を求めたが、徴兵官甲は既に蘇州行き(18)の船を手配しており、さらには知県に対して「餞別」を要求した。これは前回の金山「徴兵」で、徴兵官乙が適格とした応徴者の多くが学堂出身者や名家の子弟など徴兵に相応しい者であったため、知県が応徴者に対して金銭を贈り「格別の優待」を示したことを顧みてのことだったようだ。徴兵官甲の悪事はその後知県によって督練公所に報告され、督練公所は徴兵官甲を三週間の営倉謹慎としたのち解職した。⁽¹⁷⁾

(二) 流言による活動阻害

光緒三二(一九〇六)年五月、上海県では不逞の輩が「徴兵は(入隊して)蘇州へ行ってもやはり古い兵房に居住させられ、ひどい仕打ちを受け、そのうえ湖南へ派遣される」という流言を飛ばしたのに対し、知県が「蘇州では徴兵は格外の優待を受け、古い兵房に居住するが新たな兵房が竣工次第すぐに新たな兵房へ移る」と文書を掲示し、流言の払しょく

を図つた。⁽¹⁷⁾ 同年二月常州府においては、「徴兵局は郷塾の教師を無理矢理徴兵とする」という流言が広まり、教師たちがみな逃げだしてしまった。またこれと同時に、「鐵路建設のために民間祖先の神牌を線路の底に敷き鋪装する」という流言のため郷民が神牌を隠してしまう事態も起こっていた。⁽¹⁸⁾

これらより、当時の「徴兵」に関する流言は少なくとも二種類存在していたことが分かる。まず一つは、単純に徴徴を忌避させる内容のもの。この流言を放った者の意図は推測し得ないが、人々に徴徴を躊躇させたことは確かである。そしてもう一つは、保守層の者が鉄道と同様に「徴兵」を「新たなもの」として受け入れようとせず、その排除をねらった内容のもの。これは、「徴兵」のような外部から移入された制度が郷里の社会構造や風俗を破壊するという考えに基づくものだろう。またこの他にも、金錢を目的とした応徴詐欺や、徴兵を名乗る「偽」徴兵による悪事などが発生した。⁽¹⁹⁾

以上のような問題は起こったが、「徴兵」活動は比較的順調に進み、実施より一年が経過した光緒三二（一九〇六）年七月に寧垣徴兵管区では新軍一鎮が編成され、練兵処より「暫編陸軍第九鎮」の名称を授与された。この時、第一標は数度にわたり選兵し、江寧・鎮江の徴兵を補充して第三三標とし、第二標と第三標も選兵の後合併して第三四標として、両標合わせた第一七協は江寧へ駐屯した。さらに江寧・鎮江・常州・揚州の徴兵を第三五標に編成し、第五標は選兵ののち第三五標と同じく江寧・鎮江・常州・揚州の徴兵と合併して第三六標として、両標合わせた第一八協は鎮江へ駐屯した。また徴兵そのものについても、周馥は「かつての召勇募兵は専ら力を重視し、どうしても市井の遊惰（の者）を数合わせのために〔軍隊に〕混入させてしまっていました。このたび江南では地区を区分して〔徴兵を〕徴集いたしましたところ、官紳の勧誘を通じて非常に多くの搢紳・世族及び郷学・学問の士が連れ立ってやって参り、報国の義務を尽くすことを願ひ出しました」と、その質の高さを上奏していた。⁽²⁰⁾ 一方、本来江蘇は二鎮を練兵する予定であったため、周馥の後任として光緒三二年七月に両江総督に就任した端方は、翌三三年の春より第二鎮の編成に着手する計画を打ち出した。⁽²¹⁾ また蘇垣徴兵管区においても、同三二年五月には徴兵のみにより構成される第二標を含んだ新軍二標が成立し、⁽²²⁾ 両標は共に蘇州

に駐屯した。⁽¹⁸⁵⁾

おわりに

本稿は、清末における軍事改革のうち徵募制度の整備に焦点をあて、江蘇「徵兵」の一連の過程を明らかにすると同時に、当時の軍事と地域社会の接触面がいかなるものであったのかを考察してきた。

江蘇「徵兵」は「身元が確かで一定の識字能力を有する江蘇人」の獲得を目的として実施され、開徵↓勧誘↓応徵↓検査↓徵送↓入隊、という一定の過程のもと、様々な勧誘法で多くの「江蘇好男」を応徵させた。また、この過程で特に重要な役割を果たしたのは徵募地域の郷紳である。郷紳は主に自身の所属する教育団体を通じて章程には規定されていない徵兵大会や徵送大会を主催し、徵兵の勧誘・徵送を行う一方、その教育ネットワークを用いて多くの学生を徵送大会へ動員し、尚武精神の浸透に尽力した。すなわち、彼らこそが軍事と地域社会を結び付ける存在であった。

また江蘇「徵兵」による、かつての兵士とは異なる素質や環境を兼ね備えた兵士の誕生は、江蘇軍隊及び江蘇社会において、徵兵という新たな集団の誕生を意味していた。つまり、当時の改革途中の江蘇軍隊には新旧の兵士が混合していたため、軍隊内における徵兵集団の登場によりその兵士の質や待遇から内部格差が生ずることは避けられず、やがて新旧紛争の火種となり、この問題は中央へも報告されるほど苛烈なものへと発展した。⁽¹⁸⁶⁾一方、徵兵集団の人材源は江蘇社会より排除されていた游民ではなく、江蘇社会で生活する郷民であったため、徵兵集団は江蘇社会の産物でもあれば、また江蘇社会で新たに隆起した社会勢力でもあった。このように、徵兵集団の誕生は江蘇軍隊や江蘇社会に対し何らかの変動をきたすものであった。この点に関する検討は今後の課題とする。

ただ、本稿で注目した期間は、宣統期まで続いた江蘇「徵兵」の初期段階に過ぎない。そこで江蘇「徵兵」のその後を

少し述べておくと、寧垣徵兵管区では宣統期以降も「徵兵」が実施されていたものの、応徵人数は下降し、徵兵官や地方官、郷紳はその対処を迫られた。一方蘇垣徵兵管区では、「徵兵局」という名称は残りながらも、光緒三三（一九〇七）年には再び「募兵」に改められたという記録も存在し、⁽¹⁸⁷⁾「徵兵」の継続は非常に困難になっていた。そして、このような「徵兵熱」衰退の背景には、勧誘文句に謳われる理想と現実とのギャップや、兵営における辛苦に耐えられなくなった徵兵の脱走の続出があり、「故郷に〔訓練期間を無事終えた〕」⁽¹⁸⁸⁾ 応徵兵が帰ってこないことは郷民に入隊後の徵兵の実態を知らしめ、宝山区では徵兵への「初期のような信仰も潰え、遂に応徵者はいなくなった」⁽¹⁸⁸⁾。このように、江蘇「徵兵」は決して成功したとは言えない結末を迎えた。

注

- (1) 清末における軍事改革の総論としては、楊立強「中日甲午戦争与清末軍制変革」(軍事科学院戰略研究部選編『中国近代軍事史論文集』軍事科学出版社、一九八七年)、「論清末新軍」(喬志強『辛亥革命前的十年』山西人民出版社、一九八七年)、「第三卷 甲癸練兵志」・「第四卷 陸軍志」(羅爾綱『晚清兵志』中華書局、一九九七年)、Ralph L. Powell, *The rise of Chinese military power, 1895-1912*. Princeton University Press, 1955. を参照。
- (2) 祁楚才「湖北新軍編練經過」(中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『中華文史資料文庫』第一冊、中国文史出版社、一九九六年、一二六頁)。
- (3) 鈴木昭吾「清末の軍制改革―兵員補充制度を中心に―」(『史学研究』第二四五号、二〇〇四年)。
- (4) 王瑩瑩・薛学共「清末知識分子從軍熱現象述論」(『湖南社会科学』二〇一〇年第一期)、龔春英「清末新軍的知識化与新軍的背離」(『大慶師範学院学报』第三二卷第五期、二〇一二年)。
- (5) 例えば、江蘇「徵兵」の提唱者である両江總督周馥は光緒三二年に両広總督へ異動したが、間もなく江蘇「徵

兵」を模範に広東「徵兵」の実施を計画し（『申報』光緒三十二年一月二十九日「粵省創辦徵兵」、制定した「広東徵兵暫行章程」には江蘇「徵兵」の「南洋徵兵局章程」との類似点が多く存在した（『広東徵兵暫行章程』、『東方雜誌』一九〇七年第五期）。また、浙江省や安徽省でも「徵兵」は実施されたが（『申報』光緒三十二年五月七日「浙省擬辦徵兵」、『申報』光緒三十二年一月二十九日「皖省開辦徵兵」）、『浙江徵兵章程』と「安徽徵兵總章」にも「南洋徵兵局章程」と同様の記述が見受けられた（『浙江徵兵章程』・『安徽徵兵總章』、『東方雜誌』一九〇七年第五期）。

(6) 徐紹楨（一八六一〜一九三六）字は固卿、広東番禺県人、拳人。両広総督の幕僚を務めたのち、江蘇候補道員。光緒三〇年に両江督練公所兵備処総辦を務めて以降陸軍第九鎮統制、江北提督（徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社、二〇〇七年、一二二九頁）。なお、該出典では「兵備処」総辦としているが、正しくは「參謀処」総辦である。

(7) 沈曉敏「徐紹楨与清末征兵制」（『広州広播電視大学学報』二〇〇八年第三期）、龔春英「論辛亥革命前第九鎮統制徐紹楨」（『五邑大学学报』二〇〇九年第三期）。

(8) 王樹槐「中国現代化的区域研究——江蘇省一八六〇・一九一六」（中央研究院近代史研究所、一九八四年）二八二〜二八三頁。

(9) 『中国軍事史』編写組編『中国軍事史』第三卷（解放

軍出版社、一九八七年）四四三〜四四四頁。

(10) 張玉田・陳崇橋・王猷中・王占国編著『中国近代軍事史』（遼寧人民出版社、一九八三年）一七頁。

(11) 『中国軍事史』編写組編、前掲書、四四六頁。

(12) 張玉田・陳崇橋・王猷中・王占国編著、前掲書、二七〜二九頁。

(13) 『中国軍事史』編写組編、前掲書、四六八〜四六九頁。

(14) 張玉田・陳崇橋・王猷中・王占国編著、前掲書、二九〜三〇頁。

(15) 王爾敏「清代勇營制度」（『近代史研究所集刊』第四期、一九七三年）。

(16) 羅爾綱『湘軍兵志』（中華書局、一九八四年）一三三〜一三八頁。

(17) 練軍については、皮明勇「晚清練軍研究」（軍事科学院戰略研究部選編、前掲書）を参照。

(18) 羅爾綱、前掲書、一九五〜二〇二頁。

(19) 註二、一二六頁。

(20) 沈桐生輯『光緒政要』（文海出版社、一九六九年）卷二二、一一一六〜一一一七頁。

(21) 朱壽朋編『光緒朝東華錄』（中華書局、一九五八年）総三七一頁。

(22) 張華騰『北洋集團崛起研究（一八九五〜一九一一）』（中華書局、二〇〇九年）五一頁。

(23) 袁世凱輯『新建陸軍兵略録存』（中国兵書集成委員会

- 『中国兵書集成』第四九冊、解放軍出版社・遼瀋書社、一九九三年）六九～七一頁。
- (24) 「選募新軍創練洋操摺」(張之洞「張文襄公全集」文海出版社、一九六三年)奏議四〇、二八九七～二九〇〇頁。
- (25) 沈敦和編『自強軍創制公言』(中国兵書集成委員会、前掲書、三七八頁)。
- (26) 李宗一『袁世凱伝』(国際文化出版公司、二〇〇六年)四五頁。
- (27) 袁世凱輯、前掲書(中国兵書集成委員会、前掲書)五一頁。
- (28) 『大清德宗景(光緒)皇帝実録』(華聯出版社・華文書局、一九七〇年)卷五二二、光緒二十九年一月丙寅の条。
- (29) 同右、卷五二三、光緒二十九年一月乙丑の条。
- (30) 「二年限二十歳至二十五歳 二身体官裁尺四尺八寸以上、南方人躯幹較小酌減二寸其五官不全・體質軟弱及有目疾暗疾者不収 三膂力限平拳一百筋以上 四來歴必須土著均有家屬応募時報明三代家口・住址・箕斗數目 五品行會吸食洋煙及素不安分犯有事案者不収」(劉錦藻撰『清朝続文獻通考』商務印書館、一九五五年、卷二〇四、兵考三、兵制、考九五一九)。
- (31) 營とは新軍の軍単位で、歩兵五〇四人で編成。
- (32) 「凡招募新軍應按全營五分之一先募粗通文字壯丁」(劉錦藻撰、前掲書、卷二〇四、兵考三、兵制、考九五一九)。
- (33) 「南洋改編練新軍情形摺」(周馥撰『周懋愼公全集』一九二二年、奏稿三、二九頁)。
- (34) 「欽差大臣兵部侍郎銜奏陳查閱各省營伍砲台武備学堂情形摺」(『東方雜誌』一九〇五年第四期)。
- (35) 劉錦藻撰、前掲書、卷二〇三、兵考二、兵制、考九五二一。
- (36) 「酌裁兵勇摺」(劉坤一著・中国科学院歴史研究所第三所工具書組校点「劉坤一遺集」中華書局、一九五九年、奏疏卷之二七、九八八～九九一頁)。
- (37) 「江南防軍改練洋操摺」(劉坤一著・中国科学院歴史研究所第三所工具書組校点、前掲書、奏疏卷之二九、一〇五七～一〇五八頁)。
- (38) 劉錦藻撰、前掲書、卷二一九、兵考一八、陸軍、考九六五七。
- (39) 日清戦争後から光緒二四年の間に編成されたと思われる江勝營(註三七、一〇五八頁)より再編成した(同右、考九六五七)。
- (40) 日清戦争時に江南防衛のため徵募した湘勇一營を基盤とした(「布置江南防務摺」張之洞、前掲書、奏議三六、六七四頁)。
- (41) もとの部隊名は「新湘」とあり、光緒一八年時には編成されていた(「査閱營伍情形摺」劉坤一著・中国科学院歴史研究所第三所工具書組校点、前掲書、奏疏卷之二〇、七二九頁)。
- (42) 光緒一〇年に編成された(前掲「欽差大臣兵部侍郎銜

奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」。

(43) 光緒二六年に編成された(同右)「欽差大臣兵部侍郎鉄奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」。

(44) 「两江總督魏奏派員召募江南武威新軍片」(『東方雜誌』一九〇四年第二期)。なお江南武威新軍に関して、「欽差大臣兵部侍郎鉄奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」では「南洋武威新軍」と記されているが、營數及び編成年が江南武威新軍と合致している。

(45) 新軍の最小軍單位の棚(歩兵一四人で編成)を率いる正目または副目。しかし、江南武威新軍は湘軍の營制に則り徵募しているため(同右)、ここでは湘軍の最小軍單位の隊(一四または一二人で編成)を率いる什長を指していると思われる。

(46) 「歩隊用比国快槍、化排時統領魏榮斌乘騎前行、不知操法、兵丁行歩拳槍不合操章以致散亂無序。其歩法・轉法・跑跳・裝放・刺槍・体操格式略具形似、瞄準時、兵多不識表尺、且有鏽滯、不能起落者。砲隊所用兩磅子過山砲三磅子快砲、目兵不尽能拆卸亦不知零件名目」(前掲「欽差大臣兵部侍郎鉄奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」)。

(47) 日清戦争後の兵額削減のため、勇軍の營(五〇〇人で編成)を廢止して新たに設けられた軍單位。二八九人で編成。また、南洋統備新湘軍は前・後・左・右・中の五旗より構成されていた(同右)「欽差大臣兵部侍郎鉄奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」。

(48) 「用老手瑟槍鏽蝕殘壞、衣靴亦不整齊。官無佩刀、兵無皮帶以布束於腰際、子彈盛以布袋掛於項上」(同右)「欽差大臣兵部侍郎鉄奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」。

(49) 同右「欽差大臣兵部侍郎鉄良奏陳査閱各省營伍砲台武備學堂情形摺」。

(50) 「設立督練公所辦理情形摺」(周馥撰、前掲書、奏稿三、三三三～三四頁)。

(51) 註三三、二九頁。

(52) 「两江督練公所分科治事條目」(『東方雜誌』一九〇五年第五期)。

(53) 註五〇、三三三～三四頁。

(54) 標とは新軍の軍單位で、歩兵一五二二人で編成。

(55) 光緒一八年時には編成されていた(註四〇、七二八、七二九頁)。

(56) 光緒二四年時には編成されていた(註三六、一〇五八頁)。

(57) ①四〇歳以下、②身長四尺六寸以上、③握った球を砕くことのできた者は合格、半分砕くことができた者は半合格、砕くことができなかった者は不合格、④度數付空気を吹いて一二〇度以上となった者は合格(『申報』光緒三十一年三月一七日「寧省選兵」)。

(58) 註三三、二八～三〇頁。

(59) 「籌議勸辦徵兵詳文」(王煥鏞『首都志』下卷、上海書店、一九九六年、八三八頁)。

(60) 註三三、三〇頁。

(61) 「申報」光緒三十一年一月十七日「委查練兵章程」。

(62) 「申報」光緒三十一年四月八日「督練公所清查營制擬徵民兵」。

(63) 「南洋督練公所詳定徵募章程」〔『東方雜誌』一九〇五年第一〇期〕。

(64) 「南洋徵兵局章程」〔『東方雜誌』一九〇五年第一〇期〕。

(65) 「第九條 徵兵之主義 (甲) 現當徵兵之初、武風未開、實寓徵於募不尚強迫 (乙) 此次徵法重在招集本地土著為將來實行徵兵之準備、故不願當兵者均聽其便」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(66) 軍とは新軍の軍單位で、全科(歩・騎・工・輜重・軍樂)兵二五三二六人で編成。

(67) 鎮とは新軍の軍單位で、全科(歩・騎・工・輜重・軍樂)兵八四四二人で編成。

(68) 「第一章 徵兵区 第一條 以本省八府三州一庁為一軍管区 第二條 江寧・鎮江・常州・揚州為第一鎮管区 查蘇垣既練一協、蘇松太即為蘇垣之徵兵区 徐州・海州・淮安・通州・海門為第二鎮管区 第三條 每鎮以步兵標數分徵兵区、約一府為第一標之徵兵区」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(69) 註三三、三一頁。

(70) 「第二章 徵兵局……第五條 設徵兵總局於江寧省城內、直隸於督練公所 第六條 每一標之徵兵区、設一徵兵分局、

第一鎮設分局四所、除寧府設總局內余鎮・常・揚各設徵兵支局一所 第二鎮徐・淮・海・通各設分局一所 第七條 府內之各州縣及直隸州府等各設徵兵支局一所 第八條 各州縣及直隸州府等內区為四鄉、鄉各設檢驗所」(前掲「南洋徵兵局章程」)。

(71) 「第三章 職員 一 總辦二員、以督練公所兵備處參謀 二 提調一員、以督練公所兵備處提調兼充 三 執事官二員、以第一二標執事官兼充 四 經理官二員、由兵備處委員內酌派兼理、附司書生四員、挑各營司書生兼充 五 徵兵官以本籍陸軍學生、現有差使者兼充、每標管区派徵兵官二員、如本籍陸軍學生不敷、每標管区徵兵官二員中本籍・外籍各一員 六 徵兵員以本籍陸軍學生現有差使者兼充、每標管区派徵兵員六員 七 軍醫每標管区派二員 八 弁目每標管区派十員、挑各營本籍正副目兼充 九 司書生每標管区派十員、挑各營司書生兼充 十 護兵每徵兵官准自帶兩名」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(72) 「第四章 經費 一 總辦・提調不支薪水 二 執事・經理四員不支薪水 三 徵兵官不支薪水、川資旅費每日約銀一兩四錢 四 徵兵員不支薪水、川資旅費每日約銀八錢 五 軍醫不支薪水、川資旅費每日約銀八錢 六 司書生不支薪水、川資旅費每日約銀六錢 七 弁目不支薪水、川資旅費每日約銀二錢 八 護兵不支薪水、川資旅費每日約銀二錢」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(73) 「第二章 辦法……(乙)分局之辦法」……徵兵官二員

……其一員巡視各支局各考驗所、稽察徵兵一切時宜」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(74) 「第十一條 徵兵之次序 (甲) 定期前三月、請督憲通飭各屬各地方官即當布置一切、以免臨時迫促至干譴責 (乙) 總局於定期前半月、派徵兵官分赴各區、當会同該處地方官

伝集各鄉紳莊長詳詢各鄉風俗人情、以定臨時徵兵之處置

(丙) 臨時徵兵一切処置定後、除出示曉諭外、並令各鄉紳董伝知該鄉人民悉知 (丁) 至報名之期、徵兵官率同檢驗員

同時檢驗、合格者留即給伙食」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(75) 「応募之兵点驗合格後、由徵兵委員會同地方官暫行挾地留住、每名每日發給小口糧一角、募齊開差時發給一角五分」(前掲「南洋督練公所詳定徵募章程」)。

(76) 生員のうち、歲試に合格して国子監への入学を許可された者、また国子監で学習している者を指す。

(77) 『申報』光緒三三年四月五日「徵兵示諭」。

(78) 「(戊) ……俟人数徵齊後、即由徵兵官率赴該駐劄地方、再由總局派員協同該標標統点驗完畢後、該徵兵官方得卸其責任」(前掲「南洋徵兵局章程」)。

(79) 「第四章 徵兵人員之賞罰 第十二條 賞之區別 …… (丙) 各徵兵官所徵之兵均能合格一切布置皆臻妥洽、分別

獎勵 第十三條 罰之區別 …… (丙) 各徵兵官所徵之兵多不合格者、及有騷擾地方等情弊一經查明即予嚴懲不貸」

(同右「南洋徵兵局章程」)。

(80) 「第十條 徵兵之辦法 (乙) 各地方官有補助徵兵官之義

務 …… (丙) 各鄉紳董莊長於未招之前有欲導本鄉人民當兵之責 ……」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(81) 「第四章 徵兵人員之賞罰 第十二條 賞之區別 (甲) 地方官於徵兵時、照料一切均臻妥洽、遇有逃亡之兵捕拿得力、分別記功記錄 …… 第十三條 罰之區別 (甲) 各地方官

於徵兵時、縱任吏胥地保等藉端勒索攤派、及緝逃期滿不獲、分別參革罰棒」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(82) 「(丙) …… 招募之時、是否土著各該紳董莊長久居茲土知之最悉當尽情知照徵兵官、勿得隱諱」(同右「南洋徵兵局章程」)。

(83) 官吏の帽子に付ける品級を示す珠玉金石。

(84) 室内や門戸に掲げる書画。ここでは、功績を称えて上位者が贈る親筆のものを言う。

(85) 「第四章 徵兵人員之賞罰 第十二條 賞之區別 …… (乙) 各該紳董莊長於徵兵時、能將時粗通文字身家清白之

良民欲論多人當兵、分別賞給頂戴・匾額 …… 第十三條 罰之區別 …… (乙) 各紳董莊長於徵兵時、造謠惑衆阻止良民

為兵、及濫保游民潰勇充數者、分別懲辦」(前掲「南洋徵兵局章程」)。

(86) 協とは新軍の軍單位で、歩兵六〇四八人で編成。

(87) 『宮中檔光緒朝奏摺』第二二輯、二六七—二六九頁。

(88) 中国社会科学院近代史研究所中華民國史組編『清末新軍編練沿革』(中華書局、一九七八年)、二五四頁。

(89) 『申報』光緒三三年四月三日「蘇撫催辦征兵劄文」。

- (90) 「江蘇蘇松太三府屬徵兵章程」(『東方雜誌』一九〇六年第四期)。
- (91) 「一徵兵視乎民之性質、故日本亦未布徵兵之令。查蘇・松・太武風未開其性質与江北不同、不得不奏明變通辦理先儘蘇松太三区域派員住徵、如不足額以准・徐・海之民補之」(同右「江蘇蘇松太三府屬徵兵章程」)。
- (92) 『宮中檔光緒朝奏摺』第二二輯、五七〇五八頁。
- (93) 「応募之兵、須由各該紳董壯長或隣族人等率領向徵兵分局報名、由徵兵委員按各点驗取取註冊編伍、并滙抄一冊移交地方官存案」(前掲「南洋督練公所詳定徵募章程」)。
- (94) 「又由該州臬繕寫名簿四分、一分存州臬署、一分与徵兵官、一分送督練公所、一分送撫」(前掲「江蘇蘇松太三府屬徵兵章程」)。
- (95) 「徵集來省後、每撮一影片、而於其片背註写声明・年歲・籍貫・軀幹・家業及保人姓名・攝影之年月日」(同右「江蘇蘇松太三府屬徵兵章程」)。
- (96) 『申報』光緒三十一年五月二日「常備軍按名拍照」。
- (97) 『申報』光緒三十一年八月八日「紀甯江督練公所派員赴鎮江徵兵詳情」。
- (98) 胡太春『中国近代新聞思想史』(山西人民出版社、一九八七年)二〇二・二一五・二一七頁。
- (99) 包天笑「辛亥革命前後の上海新聞界」(中国政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第四集、文史資料出版社、八七頁)。
- (100) 汪彭年・沈孚卿・錢化佛「上海国人自為的中文日報」(上海文史館・上海市人民政府參事室文史資料工作委員會編『上海地方史資料』(五) 上海社会科学院出版社、一九八六年、一三〇一四頁)。
- (101) 正しくは紅梅閣の「総局」が「分局」、徳星宮の「分局」が「支局」と思われる。
- (102) 註九七に同じ。
- (103) 『時報』光緒三十二年一〇月六日「徵兵局新兵起行」。
- (104) 『時報』光緒三十二年一〇月七日「歡迎徵兵詳誌」。
- (105) 『申報』光緒三十二年一〇月三日「第五次徵兵乘輪赴寧」。
- (106) 『時報』光緒三十二年一〇月二七日「照谷紳董勸民應徵」。
- (107) 『時報』光緒三十二年一〇月一三日「勸民入伍」。
- (108) 『時報』光緒三十二年一〇月二七日「照合紳董勸民應徵」。
- (109) 『時報』光緒三十二年一〇月二五日「鎮江徵兵准收外籍」。
- (110) 『時報』光緒三十二年一〇月二日「鎮江徵兵紀事」。
- (111) 『申報』光緒三十二年一〇月九日「再開徵兵大会」。
- (112) 『時報』光緒三十二年一〇月二日「徵兵撤局」。
- (113) 『申報』光緒三十二年一〇月二日「鎮屬徵兵撤局緣由」。
- (114) 『申報』光緒三十二年二月八日「末次徵兵赴寧」。
- (115) 『申報』光緒三十二年二月一〇日「徵兵另改簡章」、『申報』光緒三十三年三月四日「示催徵兵報名」。
- (116) 註七七に同じ。
- (117) 『申報』光緒三十三年四月一三日「歡送徵兵」。

(118) 『申報』光緒三十二年四月一七日「松江徵兵統志」。

(119) 『時報』光緒三十二年閏四月七日「學界歡迎徵兵記盛」。

(120) 『申報』光緒三十二年五月一〇日「鎮郡征兵踴躍」。

(121) 「……又其風氣右武、雖以王公子弟之貴、亦必身入行間、而閩左齊民一隸兵籍。即克與貴族子弟編伍同列。故人人以當兵為榮、而兵亦皆人人自重。……自去年北洋大臣舉行徵兵之令……於直隸深州之某孝廉率同親族門生計慶生二人文生五人、具稟請發往陸軍充當正兵。……夫吳人本習戰陣、前志稱其為天下精兵、郡國志亦言吳俗多鬪將戰士、可見吳人素非文弱、人人有軍人資格、人人有國家思想。……今長・元・吳三邑紳士撰有徵兵公啓定章優待其例有四、一三邑壯士有應徵者、各學會各學堂敬援入洋例公具彩旗鼓樂迎送入伍、宗族・交游一律道賀。一應徵以後其家有要事、相識者皆往相助、毋使有內顧憂。一入伍學成後、有由學堂延為教習者、其子弟入學一概不取學費。一兵士得有善行証書者、凡遇公集禮延上座。……」(『南滙畧統志』) 民國一八年、卷九、「兵防志」。

(122) 『時報』光緒三十二年二月二日「常郡徵兵紀事」。

(123) 知府・知州・知縣など正印官の補助官(同知・通判・州同・県丞など)の総称。

(124) 知府・知州・知縣など正印官の補助官(課税大使・司獄・巡檢など)の総称。

(125) 『各省軍事紀要』(『東方雜誌』一九〇六年第四期)。

(126) 『玉山畧統志』 民國一〇年、卷九、「徵兵」。

(127) 註七七に同じ。

(128) 『吳縣志』 民國二二年、卷五四、「兵防」。

(129) 註一二二に同じ。

(130) 正目については註四五を参照。副目は正目の次級にあたる。

(131) 『江南徵兵成鎮摺』(周馥撰、前掲書、奏稿四、二八頁)、『統纂山陽畧志』 民國一七年、卷九、「軍政」。

(132) 『各省教育彙誌』(『東方雜誌』一九〇六年第九期)。

(133) 營を率いる管帶を指していると思われる。

(134) 『光宣宜荊統志』 民國九年、卷四、「徵兵」。

(135) 商衍鑿『清代科舉考試述録』(文海出版社、一九七五年) 一六頁。

(136) 『吳縣志』 卷五四、「兵防」。

(137) 「兵丁到營頭目每月月餉五兩、徵兵四兩二錢、並按一二関発給閏月照加以示優異」(前掲「南洋督練公所詳定徵募章程」)。

(138) 土木工事へ人民を徵発すること、またはその分の銀錢を徵発すること。

(139) 劉錦藻撰、前掲書、卷二〇四、兵考三、兵制、考九五 一。

(140) 「官紳及各校代表人為兵士□紅」。

(141) 『申報』光緒三十二年閏四月一三日「歡送徵兵志盛」。

(142) 鎮江では、應徵兵の第一団の歡送に参加できなかった八旗學堂が負い目を感じていた(『申報』光緒三十一年一〇

月二三日「八旗学生預備欲送第二次徵兵上省」。

(143) 『申報』光緒三二年閏四月九日「記松郡徵兵啓程事」。

(144) 『時報』光緒三二年閏四月八日「欲送徵兵」。

(145) 雷奮（一八七〇—一九一九）字は繼興、江蘇婁東人。

日本の早稲田大学へ留学し、帰国後は上海で『時報』編集に就任。のち江蘇省諮議局議員、資政院民選議員（王榮華主編『上海大辞典』上海辞書出版社、二〇〇七年、二〇二〇頁）。

(146) 李英石（一八八二—一九三三）字は顯謨、江蘇上海県人。江南陸師学堂卒業後、日本の陸軍士官学校へ留学し、帰国後は陸軍第九鎮騎馬標第一營管帯に就任。辛亥革命時は上海商団総司令（王榮華主編、前掲書、一七—三頁）。

(147) 沈恩孚（一八六四—一九四四）字は信卿、江蘇呉县人、上海龍門書院出身、挙人。光緒三〇年日本へ教育視察に赴き、帰国後は龍門師範学堂監督に就任。民国成立後は江蘇都督府副民政長、江蘇民政署秘書長など（徐友春主編、前掲書、七四—七頁）。

(148) 註一四一に同じ。

(149) 『申報』光緒三二年閏四月一日「敬告蘇省新徵兵士」。

(150) 註一四一に同じ。

(151) 当時の軍国主義の昂揚を象徴する文学作品である魯迅の「スバルタ魂」の一節であり、また、同作品は魯迅がギリシアの歴史書や当時日本において発刊されていた『少年文武』や『婦人と子ども』などを参照して執筆したと推

測されている（森岡優紀「叙述と啓蒙——『スバルタの魂』と明治期の雑誌記事」『中国近代小説の成立と写真』京都大学学術出版会、二〇一二年）。

(152) 「雖然人固有一死、而泰山鴻毛、迥若兩極、是辨不可不早也。斯巴達之婦人送其夫若子之從軍、而祝之曰「願汝携楯而歸來、否則乘楯而歸來」。其唯人人有乘楯歸來之志、而後人人有携楯歸來之榮。今吾邑之所謂名譽死者項背相望、而究其乘楯而歸來者曾有幾人。殆皆未嘗有携楯之胆略之志願、而徒宛軼蹂躪於槍彈馬足間而已。其如是而欲例、其死於泰山蒙竊不能無疑焉。故蒙敢揭吾邑被兵之歷史、而大声疾呼以警告。我鄉人曰、吾邑而有尚武之精神也、則豐功偉烈當相望於簡冊、今惟有尚義之氣節、而尚武精神寥闕無聞。故不能以豐功偉烈著遂、不幸而殉節捐体著耗矣。哀哉、循此軌也。」（嘉定県志）民国一九年、卷八、「兵防志」。

(153) 『時報』光緒三二年一〇月七日「歡迎徵兵詳誌」。

(154) 『申報』光緒三二年閏四月二七日「崑新徵兵到省」。

(155) 『時報』光緒三二年二月八日「特開徵兵鼓勵大会」、『時報』光緒三二年四月二六日「鼓勵徵兵」。

(156) 袁希濤（一八六七—一九三〇）江蘇宝山県人、挙人。上海広方言館や復旦公学などで教員を務める一方、宝山県で教育振興を行い、また江蘇学務公所議紳や直隸学署総務課長を歴任。民国成立後は北京政府教育部普通教育司司長、教育部視学など（徐友春主編、前掲書、一一〇—七頁）。

- (157) 『申報』光緒三十二年閏四月五日「宝山開辦徵兵」。
- (158) 『申報』光緒三十二年閏四月六日「宝邑徵兵定期起程」。
- (159) 『宝山県志』卷九、「徵兵」。
- (160) 『申報』光緒三十二年二月二十九日「青浦軍事協會簡章」。
- (161) 『申報』光緒三十二年四月五日「歡迎徵兵員」、「青浦県志」民国二十三年、卷一〇、「兵防」。
- (162) 『申報』光緒三十二年四月二一日「青浦徵送徵兵」。
- (163) 『上海県志』民国七年、卷九、「学校上」。
- (164) 例えば、江蘇「徵兵」とほぼ同時期に江蘇省の教育振興を目的として設立された江蘇学務總會（同会）に関しては、高田幸男「江蘇教育總會の誕生―教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート」『駿大史学』第一〇三号、一九九八年、を参照）は、その活動宗旨に「尚武精神の提唱」を掲げ、江南水師学堂・江南陸師学堂への入学を希望する江蘇籍の学生の同学堂への推薦を具体事項に挙げており（『江蘇学会暫定簡章』（『東方雜誌』一九〇五年、第一期）、江蘇陸軍小学堂もこの宗旨に反応して入学希望者に対して試験を行い、そのうえで体格規定を満たした者を推薦するよう同会へ連絡しており（『申報』光緒三十二年一月一日「江南陸軍小学堂移江蘇教育總會文（為變通召考章程事）」、これは宣統期まで続いた（『申報』宣統元年四月一九日「總弁江蘇陸軍小学者參領諮江蘇教育總會文」）。
- (165) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料』（文海出版社、一九七六年）四二―四四・二二〇頁。
- (166) 同右、六一―六三・六三四頁。
- (167) 註一四四に同じ。
- (168) 『宝山県志再統志新志備稿』民国二〇年、「人物志第一二事略」。
- (169) 光緒三十三年五月の揚州「徵兵」では、揚州府学会の会員が揚州府属の各学会へ徵兵活動への協力を通知した（『申報』光緒三十三年五月二日「学界聯絡徵兵」）。
- (170) 清末における袁の動向については、田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会―立憲・地方自治・地域エリート』（研文出版、二〇一〇年）第一章「清末民初における地域エリートと社会管理の進展」・第二章「諮議局の設置と地域エリートの政治参加」・第四章「清末民初の地方政治構造とその変化」を参照。
- (171) 『申報』光緒三十三年五月一三日「蘇省督練公所復松太紳士函」。
- (172) 姚文枬（一八五七―一九三三）字は子讓、江蘇上海県人、举人。上海全県学務公会会長のち勸学所総董、江蘇諮議局議員、財政審査長、資政院議員を歴任。民国成立後は江蘇臨時省議會議員、国会衆議院など（徐友春主編、前掲書、一〇七五頁）。なお、上海「徵兵」代行実施時の上海勸学所総董である。
- (173) 沈彭年（一八七七―一九二九）字は商耆、江蘇青浦県人。民国成立後は北京政府教育部僉事、社会教育司司長、江蘇省教育庁庁長を歴任（陳玉堂編著『中国近現代人物名

号大辞典」浙江古籍出版社、一九九三年、四一八頁。

(174) 姚明輝「上海の書院」(上海歴史文庫・上海市人民政府参事室文史資料工作委员会編、前掲書(四)、一五・一七頁)。

(175) 『申報』光緒三十二年五月七日「金山県蒋大令通稟各憲文(為征兵官需索滋擾事)」。

(176) 『申報』光緒三十二年四月二十八日「金山県徵兵到省」。

(177) 『申報』光緒三十二年五月二十七日「嚴懲徵兵官之不法」。

(178) 『申報』光緒三十二年五月八日「県憲示禁造謠」。

(179) 『申報』光緒三十二年三月三日「常州府稟嚴查謠言」。

(180) 『申報』光緒三十二年一月二十日「徵兵局示禁假冒徵兵」。

(181) 『申報』光緒三十二年三月一日「征兵局重告戒」。

(182) 註一三一、二八頁。

(183) 『申報』光緒三十二年二月二十三日「江督添練陸軍之計畫」。

(184) 中国社会科学院近代史研究所中華民國史組編、前掲書、二五四頁。

(185) 江蘇省蘇属理財政局編「蘇属財政説明書二」(北京図書館出版社影印室輯「清末民国財政史料輯刊」第一六冊、北京図書館出版社、二〇〇七年) 五二六頁。

(186) 「正黄旗蒙古都統呂海寰密陳興辦学堂及徵兵宜防隱患摺」(「清末籌備立憲檔案史料」文海出版社、一九八一年、一七一〜一七三頁)。

(187) 註一八五、五二六頁。

(188) 『宝山県統志』卷九、「徵兵」。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)